

令和 7 年 4 月 1 5 日 1 1 時 0 0 分
入間東部地区事務組合消防本部

救急出動の遅延事案について

1 事実内容

令和 7 年 4 月 7 日（月）午前 1 1 時 4 5 分に入電した三芳町内の救急出動要請において、通信指令員が操作する消防指令装置の出動先住所地の地点設定が補正されなかったことに伴い、出場隊の現場到着時間が約 4 分遅延する事案が発生しました。

なお、入電時より傷病者は心肺停止状態に陥っている可能性が高い状況であったことから口頭指導を優先してしまい、補助に当たった別の通信指令員と連携が図れなかったことが要因で発生したものの。

2 経過

現場到着時、傷病者は心肺停止状態であったことから、救急隊は特定行為を実施し富士見市内の病院に搬送する。

なお、病院到着時の傷病者の容体については、心肺停止状態が継続している状況で医療機関へ引継ぎを行ったものの。

また、同月 8 日（火）に、本救急活動による救急車の遅延について、傷病者の家族に説明を行い謝罪したところ、家族から当該傷病者が死亡したことを告げられる。

本事案の発生に伴う傷病者の死亡に係る因果関係について、当日傷病者の治療を担当した医師による回答は、「不明」との回答である。

3 対策

- (1) 音声情報の正確な聴取と確認の徹底
- (2) 地図・システム情報の再確認
- (3) ダブルチェック体制の強化
- (4) 事例共有と研修の実施

4 見解

指令地点の誤りにより、出動隊が遅延してしまう事態はあってはならない行為であり、亡くなられた方、そのご家族に深くお詫び申し上げます。

住民の安全と安心を守る消防としての使命を自覚し、再発防止に向け組織としてしっかりと取組んでまいります。